

令和8年度
社会福祉施設及び医療機関等
原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金 Q&A

令和8年3月27日
Ver.3

申請手続きについて

Q1 申請受付期間を教えてください。

A1 次のとおりとなります。

【通常枠・特別枠・病院等枠共通】

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)必着

受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。予算の空き状況については、補助金事務局へお問い合わせください。

受付開始日(令和8年4月1日)よりも前に着手(設備の発注・契約・支出行為等)を実施した工事については、補助対象外です。

令和9年1月31日(日)までに実績報告書を提出できない場合は、補助金をお支払いすることができません。については、必ず定められた期日までに実績報告書等を提出してください。

申請書類一式が補助金事務局に電子メールで提出された日をもって受付日となります。

通常枠と特別枠の同時申請はできません。

通常枠(又は特別枠)と病院等枠の同時申請は可能です。通常枠(又は特別枠)と病院等枠の同時申請を行う場合、申請書はそれぞれ別に作成してください。

申請は法人単位で行うものとし、補助額の上限下限は法人単位で考えます。

過去に当該補助金(通常枠及び特別枠については、社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金、病院等枠については、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金を含む)の交付決定を補助上限額まで受けた法人等は対象外です。ただし、実績報告にて補助額(a)が補助上限額(b)を下回った場合は、その差額(b-a)の申請は可能です。

Q2 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。

A2 設備を導入する施設別に、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。(メールアドレスの間違いに御注意ください。)

提出の際は、電子メールの件名を「【省エネ申請】事業者名」としてください。
(例：【省エネ申請】 クリニック)

施設の種別	メールアドレス	担当課	電話
高齢者施設等	ngt040230@pref.niigata.lg.jp	高齢福祉保健課	025-280-5195
児童福祉施設等	hoiku@pref.niigata.lg.jp	こども家庭課	025-280-5215
障害者(児)施設	ngt040260@pref.niigata.lg.jp	障害福祉課	025-280-5918

救護施設	ngt040210@pref.niigata.lg.jp	福祉保健総務課	025-280-5179
医療機関等 (病院・有床診療所 を除く)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課	025-280-5184
薬局	ngt040330@pref.niigata.lg.jp	感染症対策・薬務課	025-280-5187
幼稚園	shigaku@pref.niigata.lg.jp	大学・私学振興課	025-280-5020
病院・有床診療所	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	地域医療政策課	025-280-5379

○申請書類等は、県のホームページからダウンロードしてください。

県 HP) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html>

Q 3 国や県の補助金との併用はできますか。

A 3 同一の事業や機械装置等について、国及び県が助成する他の制度との併用はできません。

なお、それ以外の市町村等の助成制度の併用については排除していませんので、活用を検討される場合は、事前に当該市町村へご相談ください。

Q 4 収入・支出の根拠となる書類は、手書きのものでもよいですか。

A 4 対象となる年月が明記されており、当該対象月の収入と支出がわかる資料であれば結構です。

なお、収支の減少要件は以下のとおりですが、この要件は法人単位で満たす必要がありますのでご注意ください。(したがって、申請に当たっては、法人単位で月次の収支を計算する必要があります。)

令和4年1月以降、任意の1か月の収支(本業の収入-支出)(*)が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。

(*) 収支の例として、社会福祉法人は事業活動計算書における「サービス活動増減差額」などが、NPO法人は活動計算書における「当期経常増減額」などが、学校法人は事業活動収支計算書における「教育活動収支差額」などが該当します。

Q 5 申請時の提出書類に見積書等とありますが、カタログやWEBサイト等による購入で見積書が取得できない場合はどうしたらよいですか。

A 5 購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用が確認できるものであれば、正式な見積書でなくても構いません。見積書の代わりにするものとしては、下記の書類が挙げられます。

・カタログ等に記載の料金表

- ・価格や内容が記載されている商品などのホームページのプリントアウト 等

Q 6 採択の可否はどのようにして知ることができますか。

A 6 申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

Q 7 申請してから採択まではどれくらいの時間がかかりますか。

A 7 申請を受け付けたものから随時審査を行い、採択（交付決定）または不採択の結果を通知します。可能な限り迅速な審査を行っていきたいと考えております。

Q 8 補助金が交付されるのはいつですか。

A 8 事業完了後、実績報告を提出していただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いします。

本事業では、概算払い（前払い）は一切認められません。

なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）

Q 9 途中で事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 9 以下のいずれかに該当する場合は、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第5号様式）」を提出し、県の承認を受けなければなりません。

- ・事業内容の重要な部分に関する事項の変更
- ・補助対象経費の各経費区分相互間のいずれか低い額の20%を超える経費の配分変更

事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合（上記以外の軽微な変更を除く）は、事前に補助金事務局に相談してください。

なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

また、事業を途中で中止する必要があるときや完了することができないと思われるときも、予め県の承認を受けなければなりません。

補助金全般

Q 1 事業の実施（着手）はいつから可能ですか。

A 1 交付決定日から可能となります。なお、「事前着手届（別記第4号様式）」を提出した場合は、「事前着手届」の届出の日から事業の実施が可能です。（詳細は下の「Q 3 事前着手制度について教えてください。」をご覧ください。）

Q 2 交付決定を受ける前からすでに事業に取りかかっているのですが、交付決定以前の支出も補助金の対象となりますか。

A 2 交付決定日より前に発注、契約、支出したものは対象になりません。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。

Q 3 事前着手制度について教えてください。

A 3 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に「事前着手届」を、設備を導入する施設の種別に応じた県担当窓口へ提出してください。

当該届出を行った場合は、補助金の交付決定前であっても、届出日以降に発注等を行った事業に要する経費を補助対象とすることができます。

ただし、事前着手届を提出した場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

また、事業そのものの採択は交付（不交付）決定通知によりお知らせするものであることから、交付申請内容の審査結果によっては、事前着手届を提出しても補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、「事前着手届」は、申請書類と同時に提出、または申請書類の提出後から交付決定前までに追加で提出することも可能です。

補助事業対象者について

Q 1 どのような事業所が補助の対象になりますか。

A 1 対象となる事業所の例は、以下のとおりです。（公立施設を除く。）

施設の種別	補助対象とする事業所の例示
高齢者施設等	<p>〔訪問系〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等</p> <p>〔通所系〕 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 等</p> <p>〔入所系〕 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、特定施設入居者生活介護 等</p> <p>〔その他〕 福祉用具貸与・販売、居宅介護支援</p>
児童福祉施設等	<p>〔保育系〕 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域裁量型認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、届出を行っている認可外保育施設（居宅にて保育を行うものを除く。）</p> <p>〔その他〕 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム</p>
障害者(児)施設	<p>〔訪問系〕 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援</p> <p>〔日中活動系〕 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、就労選択支援</p> <p>〔居住系〕 施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助</p> <p>〔障害児通所〕 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p> <p>〔障害児入所〕 福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援</p> <p>〔相談系〕 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援</p>

救護施設	救護施設
医療機関等 (病院・有床診療所を除く)	無床診療所、歯科診療所、助産所(ただし、直近の1年間で分娩を10件以上取り扱った施設に限る。)、歯科技工所、施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復業)
薬局	薬局(保険薬局に限る。)
幼稚園	幼稚園、幼稚園型認定こども園
病院・有床診療所	病院、有床診療所

Q 2 特定非営利活動法人(NPO法人)は対象となりますか。

A 2 以下の要件をいずれも満たす場合に限り、対象となります。

- (1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

Q 3 既存または新規導入する設備等に関して提出が必要な書類を教えてください。

A 3 申請書類に以下の書類を添付してください。

1	申請様式で定める添付資料	別紙1 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用
2	導入予定設備に関する添付資料	仕様・性能が分かるもの(カタログ等の写し)
3	既存設備に関する添付資料(設備を新規導入する場合は不要)	(1) 仕様・性能が分かるもの(カタログ等の写し) (2) 写真(設置場所の全景、 設備ごとの写真、 銘板)

補助対象設備について

Q 1 補助対象となる設備を教えてください。

A 1 補助対象となる設備は、下表のとおりです。

【通常枠】	【特別枠】	【病院等枠】
<p>1 以下の全ての要件を満たす設備 (1) 新設（但し施設の新増設に伴う設置は除く。）又は更新により、エネルギー消費量又は消費金額の削減が見込まれる設備 (2) 施設等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの</p>	<p>1 以下の全ての要件を満たす設備 (1) ~ (2) 同左 (3) 以下に掲げる いずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた設備 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断</p> <p>2 1のほか、事業所のエネルギー消費量等の削減に資すると知事が認めるもの（但し省エネルギー診断による助言や提案を受けていること）</p>	<p>以下の全ての要件を満たす設備 (1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備 (2) 病院等の事業所敷地内に設置、又は使用する設備 (3) 償却資産登録される設備 (4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する設備</p>

Q 2 具体的にどのような設備が補助対象になりますか。

A 2 対象となる設備の具体例は、通常枠・特別枠の場合、別紙「補助対象とする設備例」を参照ください。

病院等枠の場合、高効率空調、高効率給湯器、高効率冷蔵庫、高効率（LED）照明、太陽光発電設備等を想定しています

なお、別紙及び上記記載の設備例以外でも、A 1 に記載の条件に該当し、施設の電気・ガス等消費量等の削減に資する設備であれば認められる場合があります。

少しでも判断に迷うようであれば、以下の事務局あてにご相談ください。

〔補助金事務局〕 施設により異なります。

- 高齢者施設等・・・高齢福祉保健課（025-280-5195）
- 児童福祉施設等・・・こども家庭課（025-280-5215）
- 障害者(児)施設・・・障害福祉課（025-280-5918）
- 救護施設・・・・・・・・福祉保健総務課（025-280-5179）
 - 医療機関等（病院・有床診療所を除く）・・・地域医療政策課（025-280-5184）
 - 薬局・・・・・・・・感染症対策・薬務課（025-280-5187）
- 幼稚園・・・・・・・・大学・私学振興課（025-280-5020）
 - 病院・有床診療所・・・地域医療政策課（025-280-5379）

Q3 どのような設備が対象外となりますか。

A3 対象外の設備・費用は以下を想定していますが、ここに記載がないものも対象外と判断される可能性があります。詳しくはA2に記載の補助金事務局あてにご相談ください。

（通常枠・特別枠共通）

省エネルギー型自動販売機、車両などの更新・導入（但し、訪問サービス事業者が所有する車両のエコタイヤ（注1）への更新は対象）
新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
非常用自家発電設備
節水効果を高めるための設備（但し温水の節水に資するもの（シャワーヘッド等）は対象）
主に居住を目的とした事業所における設備更新（注2） など

（注1）エコタイヤとは装着することで燃費が改善するもの（例えば（一社）日本自動車タイヤ協会が定める低燃費タイヤなど）を指します。

（注2）特定施設の指定を受けない有料老人ホームなどの施設における居室部の設備更新が対象外となります。ただし共用部及び職員執務室は申請可能です。

（病院等枠）

省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入
新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
非常用自家発電設備
主に居住を目的とした事業所における設備更新
土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費 など

Q 4 同程度の能力を有する設備への更新であるが、使用するエネルギー源が変更となる（例.電気 ガス）場合は、補助対象となりますか。

A 4 補助対象となります。

Q 5 省エネ診断とは何か。どこに申請すれば受診できるのか。

A 5 省エネルギー診断については、下記の機関で実施しております。

具体的な申請手続きや費用などについては、各機関サイトをご確認いただくか、直接各機関へお問い合わせください。

一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

<https://www.shindan-net.jp/>

電話 03-5439-9732

補助対象経費について

Q 1 対象経費となるものについて教えてください。

A 1 以下のとおり、事業遂行に直接必要な経費が対象となります。

判断に迷う場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

経費区分	左記の内訳
設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む）、製造（改修を含む）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要な経費 <留意事項> 50万円以上（税抜）の機械装置等の購入は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができません。
工事費	事業遂行に直接必要な改修等工事に係る経費

Q 2 対象経費とならないものについて教えてください。

A 2 下記に該当する経費は対象となりません。

（通常枠・特別枠・病院等枠共通）

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）
- 6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 7) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 8) 電力工事負担金
- 9) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、廃棄処分費、車検費用
- 10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 11) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 12) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）
- 13) 各種保証・保険料
- 14) 免許・特許等の取得・登録費
- 15) 役員報酬、直接人件費
- 16) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 17) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(病院等枠)

1) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用

事業の実施

Q 1 実際に事業を行う際に、原材料値上げや変更工事などにより見積書と一致しない可能性があります。変更承認申請が必要でしょうか。

A 1 補助対象経費の各経費相互間のいずれか低い額の 20% を超える配分の変更については、事前に変更承認申請の手続きが必要です。

ただし、交付決定額を超える金額での変更については認められません。

それ以外の場合で、事業の重要な部分に関する変更でない事項については、変更承認申請は不要ですが、実績報告時に申請時の計画書や見積書と異なる内容とその理由を記載してください。

変更承認申請が必要な事項に該当するかどうかは、補助金事務局に相談してください。

Q 2 変更承認申請を提出した場合、いつ変更した内容に着手していいのでしょうか。

A 2 変更承認申請を提出した場合における、変更した事業内容への着手時期については、県からの変更承認通知書の通知日以降となります。

変更承認申請に関しては事前着手の制度はありません。変更承認通知前に変更した内容に着手した場合、補助対象外となります。

Q 3 半導体不足等による納入遅延により、事業完了（支払いまで含む）が遅れ、令和 9 年 1 月 31 日までに実績報告書の提出ができない見通しとなったが、どうすればよいのでしょうか。

A 3 原則、令和 9 年 1 月 31 日までに実績報告書を提出できない場合は、補助金をお支払いすることができません。 あらかじめ余裕を持った事業計画を行ってください。

なお、自己都合によらず、やむを得ない理由により期限までに提出できないと見込まれるときは、速やかに、補助金事務局あてにご相談ください。（必ずしも完了延期ができるわけではありません。）

Q 4 当事業で購入したものは処分（廃棄や売却など）してもいいのでしょうか。

A 4 当事業で取得したものは、処分制限期間中は勝手に処分することはできません。

単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず知事へ承認を申請（別記第 11 号様式）し、承認を受けた後でなければ処分できません。知事は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

Q 5 当事業に関するものも、通常取引と一緒に取り扱っていいのでしょうか。

A 5 通常取引とは明確に分けて取り扱ってください。

事業計画に沿って実施されたもののみが補助金の対象となりますので、その対象となる分の金額を特定するために、帳簿等の関係書類や原材料等の管理をきちんとしていただくことが必要です。

また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了後も5年間保存していただく必要があります。

なお、当補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用対象となります。